

# 地域公共交通運行支援金 募集要項

## 1 概要

北九州市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い利用者が大幅に減少する中、市民生活に不可欠な生活交通の維持に努めている地域公共交通事業者を対象に事業継続を支援するため、補助金（以下「補助金」）を交付します。

## 2 対象事業者

### (1) 北九州市内に主な営業路線がある公共交通事業者

- 1) 路線バス事業者（西鉄バス北九州株式会社、北九州市交通局）
- 2) 軌道事業者（北九州高速鉄道株式会社）
- 3) 鉄道事業者（筑豊電気鉄道株式会社）
- 4) 旅客船事業者（関門汽船株式会社）
- 5) おでかけ交通事業者（令和元年に北九州市からおでかけ交通事業の助成を受けて事業を実施している事業者）

### (2) 北九州市内に本社（個人事業者においては住所）又は営業所を置くタクシー事業者

## 3 補助金の額

対象事業者	補助金の額
西鉄バス北九州株式会社 北九州市交通局	保有車両台数×80万円 (事業者あたりの上限額は1億円)
北九州高速鉄道株式会社	保有車両台数×320万円 (事業者あたりの上限額は1億円)
筑豊電気鉄道株式会社	保有車両台数×160万円
関門汽船株式会社	保有船舶数×210万円
タクシー事業者	保有車両台数×4万円
おでかけ交通事業者	1地区×40万円 ただし、枝光地区は80万円

(注) 上記表の保有数の対象となる車両及び船舶は、以下のとおりとします。

### (1) 路線バス、鉄道、軌道及び船舶

申請時点で市域内を運行（運航）している車両又は船舶

（一般乗合旅客自動車運送事業、鉄道事業、軌道事業又は一般旅客定期航路事業に用いる車両又は船舶。都市間高速バス、貸切バス及び観光船を除く。）

### (2) タクシー

令和2年7月31日時点で、国土交通省九州運輸局に一般車両として登録され運行している車両

（福祉輸送限定タクシー等に使用する車両を除く。）

## 4 申請受付期間

令和2年10月14日（水）～令和3年1月29日（金）

## 5 申請方法

### （1）申請書送付先

必要書類を作成し、郵送で提出して下さい（令和3年1月29日当日消印有効）

#### 1）一般社団法人北九州タクシー協会に所属されている事業者

一般社団法人 北九州タクシー協会

〒802-0076 北九州市小倉北区中島一丁目18-28

（電話：093-551-6784）

#### 2）上記以外の事業者

北九州市建築都市局 都市交通政策課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

（電話：093-582-2518）

## 6 申請に必要な書類

### （1）申請に必要な書類

①～③：法人、個人事業者が必要な書類【共通】

④～⑤：法人のみ必要な書類

⑥～⑦：個人事業者のみ必要な書類

#### 【法人・個人事業者の方共通】

①地域公共交通運行支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）

②誓約書（様式第2号）

③請求書兼領収書（雑用）

#### 【法人の方】

④履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し

⑤法人・団体の役員等名簿（様式第3号）

#### 【個人事業者の方】

⑥一般乗用旅客自動車運送事業の許可書の写し

※許可証又は証明願でも代用可能。

⑦運転免許証の写し

※裏面に記載がある場合は裏面も提出。

### （2）申請時の留意事項

- ・申請に係る経費は、申請事業者の負担となります。
- ・必要に応じて、追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。
- ・提出された申請書類は、返却しませんので、控用にコピーを保管してください。内容について問い合わせさせていただく場合があります。

## **7 その他注意事項**

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に定めるものをいう。以下同じ。）又は暴力団（同法同条第2号に定めるものをいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと、及び法人その他の団体であって、その役員等が暴力団員ではないこと。（補助金の決定にあたって、必要な官公庁へ照会を行います。）
- (2) 申請内容に虚偽や不正があることが発覚した場合は、補助金を返還いただくほか、法的責任を問われることがあります。

## **8 問い合わせ先**

北九州市建築都市局 都市交通政策課

電話：093-582-2518（平日：9：00から17：00）